

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和44年10月に夫が転勤した際、市役所で勧められたのを契機に国民年金の加入手続きを行い、開始の時期は定かではないが、夫名義の預金口座からの引き落としで国民年金保険料を納付していたこともあるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ6か月及び3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和45年2月から国民年金に任意加入し、47年6月には付加納付の申出を行い、61年4月に第3号被保険者制度が導入されるまで、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付しているほか、申立人は、申立期間①及び②当時において、生活環境に大きな変化はなかったとしているところ、申立期間①及び②を通して同一市内に居住していることが戸籍の附票により確認できる上、申立人の夫は申立期間①及び②を通して継続して厚生年金保険被保険者であることがオンライン記録により確認でき、前述のとおり、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人が申立期間①及び②の前後の期間と同様に、申立期間①及び②の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和48年3月に国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料については、納付書どおり納付してきたので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、昭和48年3月に任意の資格で国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料の未納は無いことが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である上、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立人は、昭和48年3月の国民年金保険料について、2枚の過年度納付書・領収証書を所持しており、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によれば、同年3月欄には、「48. 9. 3」の日付印が押され、備考欄に「徴収決定外誤納、48年3月分、重複納付のため」という記載があるものの、還付についての記録は見当たらない。

しかし、社会保険庁（当時）の取扱いによれば、還付金が有る場合には、時効となっていない未納保険料に充当することとされており、上記の2枚目の過年度納付書の領収印の時点（昭和49年2月27日）では、申立期間の国民年金保険料は時効となっていないため、充当可能であるにもかかわらず、その形跡

は見当たらないことを踏まえると、申立期間については、納付済みであったものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成10年4月から同年6月までは16万円、同年7月から21年5月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年6月1日から同年9月1日までの期間については、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を21年6月から同年8月までは18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から21年9月1日まで

私がA社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額と比べて低額となっている。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月1日から21年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成10年4月1日から21年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年6月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成10年4月1日から21年6月1日までの期間については、事業主から提出された給与支給明細書、給与所得に対する所得税源泉徴収簿、勤怠支給控除一覧表及び取引銀行から提出された普通預金月中取引記録表において確認又は推認できる厚生年金保険料及び報酬月額から、当該期間の標準報酬月額を10年4月から同年6月までは16万円、同年7月から21年5月までは17万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「過失により実際の給与より低い報酬月額を届け出た。」としていることから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年6月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると11万円と記録されている。しかし、上記給与支給明細書等によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までは、標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成21年6月から同年8月までは18万円に訂正することが必要である。

兵庫厚生年金 事案 4610 (事案 4055 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から 14 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち平成13年1月1日から14年1月1日までの源泉徴収票及び年末調整通知書の写しが見つかったので当該期間に係る標準報酬月額の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る報酬月額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立期間の標準報酬月額について確認することができないことを理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 23 年 8 月 29 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、申立期間の源泉徴収票及び年末調整通知書の写しを提出し、当該期間の標準報酬月額の相違について再度申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した年末調整通知書等において推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、年末調整通知書等において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、年末調整通知書等において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和31年4月18日から同年11月27日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は31年11月27日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和31年11月27日から32年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を31年11月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月18日から32年7月1日まで

昭和26年6月1日にC事業所に入社し、同社がA社及びB社に社名変更後も34年1月30日まで継続勤務したが、その期間のうち31年4月18日から32年7月1日までが被保険者期間となっていないので調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 複数の元従業員の証言から、申立人が、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和31年4月18日から同年11月27日までの期間については、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年4月18日に、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別記号番号台帳（被保険者の増減表）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、同社が適用事業所ではなくなった日より後の処理の記載（昭和31年4月27日付け被保険者数男18人及び女1人、同年6月22日付け厚生年金番号重複処理、同年8月標準報酬等級月変処理1人、同年9月15日付け被保険者資格取得2人、同年10月1日付け被保険者数男20人及び女1人、同年同月31日付け報酬月額算定基礎男19人及び女1人、「32.4.調定 処理済」）が確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）において31年10月1日付け標準報酬月額1万4,000円の記載が確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、A社の解散（決議）日は昭和31年11月*日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社が適用事業所でなくなった日以降も同社は事業を継続し、適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格喪失日は、上記商業登記簿謄本により確認できる同社の解散日の翌日である昭和31年11月*日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿及び旧台帳の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和31年11月*日から32年7月1日までの期間については、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年7月1日であり、当該期間は、同社が適用事業所となる前の期間である。

しかしながら、上記複数の元同僚は、「申立人は、申立期間においてその前後の期間と職務等に変わりは無く、継続して勤務していた。A社とB社の事業主及び所在地は同じで、A社の解散及びB社の設立等に関する事業主による説明は無く、当時、現場の者でその様なことを知っている者はおらず、当該期間においても事業は継続しており、引き続き給与から保険料が控除されていた。」旨を証言していることから、申立人が当該期間において、両社で継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

さらに、商業登記簿謄本により、B社は昭和31年12月*日に設立登記されていることが確認できる上、同年4月18日にA社において被保険者資格を喪失した21人のうち14人（申立人を含む。）が、32年7月1日にB社において同資格を取得していることから、当該期間において同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し、当該

期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社に係る被保険者名簿における昭和32年7月の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在も確認できないため、同保険料を納付したか否かについて確認することができないが、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から58年2月まで

私は、A県に住んでいたときから国民年金保険料を納付していたので、昭和53年1月に結婚した後も、B市C支所で国民年金の手続を自身で行い、保険料を納付した。

また、開始時期は定かではないが、口座振替の手続を行い、国民年金保険料は、自身か夫名義の口座から振替により納付していたはずなのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月頃、B市C支所で国民年金の住所変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料について時期は定かではないが、自身か夫名義の金融機関の口座振替により納付していたこともあると主張している。

しかしながら、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、当該名簿は昭和53年1月15日に作成されたことが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の住所変更手続を行ったものと推認され、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったものと推認されるどころ、上記国民年金被保険者名簿及び同市の国民年金保険料収滞納一覧表において、申立期間を現年度納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付した記録も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和54年11月1日から同年12月16日までの期間及び55年9月1日から同年12月29日までの期間は厚生年金保険被保険者期間であったが、当該記録と国民年金の資格記録との統合は、平成18年9月12日に追加入力されていることがオンライン記録で確認でき、申立人が当該期間

について国民年金保険料を納付していたとすれば、当該追加時点で期間重複のため国民年金保険料を還付することとなるが、その記録は見当たらない。

さらに、申立期間における口座振替による国民年金保険料の納付について、申立人の夫は昭和55年10月に口座振替の手続を行っていることがB市の国民年金被保険者名簿により確認でき、D信用金庫の申立人の夫名義の預金口座記録（昭和51年度から58年度まで）によると、昭和56年1月以降に一人分に当たる国民年金保険料額の振替記録が確認できる月があるものの、申立人に係る口座振替の手続は、同市のマスターチェックリストによると、60年8月であることが確認できる上、申立期間の保険料を口座振替で納付した記録も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成14年4月から15年12月までの期間、16年2月から同年4月までの期間及び同年7月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、半額納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 平成14年4月から15年12月まで
③ 平成16年2月から同年4月まで
④ 平成16年7月から17年3月まで

申立期間①について、私は、結婚を契機に昭和50年10月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書により夫の分と一緒に納付していたが、未納とされている。

また、申立期間②、③及び④については、夫と同様に半額免除の申請を行い、その半額分の国民年金保険料を金融機関で納付したが、未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、婚姻を契機に昭和50年10月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、納付書により申立人の夫の分と一緒に納付し、申立期間②、③及び④については、申立人の夫と同様に半額免除の申請を行い、その半額分の保険料を金融機関で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和50年12月頃に払い出されていることが確認できるものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立期間は未納となっていることが確認でき

る上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間①は未納となっていることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立期間②について、A市の国民年金マスターチェックリストによると、平成14年4月から15年6月までについて、14年6月5日付けで申立人の免除申請に係る届出が行われたことが確認できるものの、所得が免除基準額を上回っていることから、却下されていることが確認でき、15年7月から同年12月までについては免除申請が行われた形跡も見当たらない上、オンライン記録により申立期間は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立期間③について、オンライン記録によると、平成16年3月30日付けで半額免除が承認されているものの、国民年金保険料については、申立期間は未納となっていることが確認できる。

加えて、申立期間④について、A市の国民年金マスターチェックリスト及びオンライン記録によると、申立人から申請免除に係る届出が行われたことが確認できず、申立人の夫については、平成16年8月2日付けで免除申請に係る届出が行われていることが確認できるものの、所得が免除の所得基準額を上回っていることから、却下されていることが確認できる上、オンライン記録により申立期間は未納となっていることが確認できる。

なお、国民年金の事務処理については、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、記録漏れ及び記録誤り等が生じる可能性は低く、申立期間②、③及び④当時の国民年金保険料の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、納付記録が漏れたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年6月までの期間及び11年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から10年6月まで
② 平成11年4月から12年3月まで

平成9年7月からA町（現在は、B市）役場でアルバイトとして働き始めた妻が、年金係の人に勧められたので、私は国民年金に加入した。それまでの未納の期間について、何年分か納付できるということで、申立期間の国民年金保険料として35、6万円を遡って納付したが年金記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年7月からA町役場でアルバイトとして働き始めた申立人の妻が、国民年金の加入手続きを行い、未納となっていた申立期間①及び②の国民年金保険料を同役場で納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、A町の国民年金被保険者名簿において受付年月日が平成10年8月20日と記載され、同年8月21日に付番されていることがオンライン記録より確認できるものの、同町の国民年金被保険者名簿において、申立期間①及び②については未納を示す空欄となっており、オンライン記録とも一致する。

また、申立期間①について、上記の国民年金手帳記号番号の付番時点において、申立期間の一部は過年度保険料になるが、国庫金である同保険料は市町村役場では納付することができない上、B市は「当時、A町では、過年度保険料を窓口で収納していなかった。」としている。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国

民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2984 (事案 2556 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月

私は、平成5年12月22日、A市役所の年金窓口で3年10月の国民年金保険料を納付し、同日、同年11月の保険料をB社会保険事務所(当時)で納付したにもかかわらず、同年10月が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、平成5年12月22日時点において、申立期間の国民年金保険料は既に時効が成立しており、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成23年8月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、申立期間に係る国民年金保険料の納付場所を、前はB社会保険事務所としていたところ、A市役所で納付したとの主張により再申立てを行っている。

しかしながら、前回通知のとおり、申立期間の国民年金保険料は平成5年12月2日が時効による納期限であり、同年12月22日には納付できず、申立人が同日に納付したのは3年11月の分であることが所持する国民年金保険料現金領収証書により確認でき、申立期間については、A市の国民年金被保険者台帳(永年保存)及びオンライン記録のいずれにおいても、保険料を納付した記録は見当たらない上、A市によると、国庫金となる過年度保険料は同市役所窓口では納付できなかったとしており、再申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とみることができないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

母親は、私が大学を卒業した昭和 61 年 3 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遅れることなく納付してくれたはずであるので、調査してほしい。

なお、年金手帳に昭和 61 年 4 月 1 日が被保険者となった日と記載されているのに申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 3 月に、申立人の母親が、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遅れることなく納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 5 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、前後の被保険者の記録から、同年 8 月に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、申立人に係る A 市の国民年金収滞納一覧表には、「異動処理日」は同年 9 月と記載され、同年 4 月から同年 9 月までの保険料が同年 10 月 3 日に納付されていることが確認できるものの、申立期間の保険料が納付された記録は見当たらず、オンライン記録とも一致する。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に昭和 61 年 4 月 1 日と記載されていることを挙げているが、当該日は、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した日を示すものであり、保険料納付の開始の事実を示すものではない。

また、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から63年9月まで

私は、昭和62年5、6月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、郵便局又は銀行で欠かさず納付していた。申立期間の保険料は納付済みであるはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年5、6月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を含め欠かさず保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿は、申立人に係る戸籍の附票により確認できる元年4月14日以降に居住した同市B町を住所地として、2年12月1日付けで作成されていることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、上記加入手続きの直後である平成2年12月4日に、時効とならず納付可能な昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料を一括で過年度納付していることがA市の国民年金被保険者名簿により確認でき、この時点で、申立期間の保険料は既に時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から52年3月までの期間、同年7月から55年6月までの期間、60年4月から平成4年6月までの期間及び同年7月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から52年3月まで
② 昭和52年7月から55年6月まで
③ 昭和60年4月から平成4年6月まで
④ 平成4年7月から6年3月まで

私は、A社会保険事務所（当時）に赴いて年金記録を確認したところ、国民年金保険料を3回しか納付していないと回答された。

しかし、婚姻届の提出と同時に元妻と一緒に国民年金の加入手続を行っており、国民年金保険料を集金人に納付していた記憶があるにもかかわらず、元妻が年金を受給していて、私の保険料が未納とされている年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、申立人は、昭和40年3月頃に国民年金に加入し、申立人及びその元妻が集金人に国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月に申立人の元妻と連番で払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の資格記録から、同年5月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間①のうち、昭和50年3月以前は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、同年4月から

52年3月までは過年度納付し、以降、申立期間②、③及び④については現年度納付が可能であるものの、B市の国民年金被保険者名簿（申立期間①、②及び③）及びC市の国民年金収滞納一覧表（申立期間④）によると、申立期間に係る保険料の納付記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録のいずれにおいても未納であることが確認でき、それらの記録に不自然さはうかがえない上、複数の行政機関において管理されていた24年以上にわたる国民年金保険料の納付記録の全てが欠落するとも考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をD県及びE県で検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、20歳になった平成3年*月から大学を卒業する11年3月まで、毎年欠かさず国民年金保険料の免除申請を行ってきた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間の1年間だけが未納とされており、不自然であるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成3年*月から大学を卒業する11年3月まで、毎年欠かさず国民年金保険料の免除申請を行ってきたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の前後の期間については、国民年金保険料が申請免除されていたことが確認できるものの、平成4年10月26日及び同年11月24日付けで、申立人に送付した保険料の未納催告書が同市に返戻されたことが記載されているところ、同名簿には、申立人が同年4月から5年3月まで居住していたとする住所の記載は見当たらず、4年12月1日付けで不在被保険者として管理（不在判明 5年5月19日）されていたことが確認でき、これは申立人が4年3月に大学を休学し、予備校の寮に転居していたとする供述と一致していることから、申立人は申立期間について住所地の変更手続をしておらず、保険料の免除申請手続についても行っていなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 51 年 1 月 5 日まで
② 昭和 51 年 3 月 26 日から同年 10 月 5 日まで
③ 昭和 52 年 9 月 26 日から 53 年 4 月 26 日まで

私は、昭和 49 年 4 月から 51 年 10 月 4 日まで A 社で、同年同月 5 日から 53 年 4 月 25 日まで同社のグループ会社である B 社で営業職として勤務した。

しかし、国の年金記録では、A 社で勤務したうちの申立期間①及び②、B 社で勤務したうちの申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社の複数の元従業員の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社において厚生年金保険の加入取りまとめを行っていたとする元従業員は、「同社の従業員に係る同保険の事務手続は、同社のグループ会社が一括して行っていた。歩合給が増えて一定の給与が支給されるようになった社員には、希望を聞いた上で同保険に加入させていた。ただ、給与の手取額が減るのを嫌がって、同保険に加入しない者も多かった。」と証言している。

また、A 社の複数の元従業員は、「申立期間①当時は、自らの意思で同保険に加入しない者が多くいた。」と証言している上、同社の別の元従業員は、一緒に勤務していた二人の元同僚（営業職）を記憶しているところ、同社及びそのグループ会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、当該同僚二人の氏名は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間における雇用保険の加入記録が

確認できない上、オンライン記録において、当該期間にA社で厚生年金保険の加入記録を有する元従業員のうち、所在が確認できた5人に文書照会したが、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社の複数の元従業員は、「昭和51年3月頃、同社を含むグループ会社の多くの支店が閉鎖された。」と証言しているところ、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険被保険者の大半が、申立期間②の始期である同年同月26日付けで資格を喪失していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、オンライン記録において、当該期間にB社で厚生年金保険の加入記録を有する元従業員のうち、所在が確認できた28人に文書照会し、9人から回答があったが、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが確認できない。

また、申立人は、申立期間③前後の期間にB社及びそのグループ会社において雇用保険の加入記録が確認できるが、申立期間③における加入記録は確認できない上、申立期間③において失業給付の手続を行っていることが確認できる。

さらに、上記回答のあった9人（うち6人は営業職）は、いずれも「厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、自身が退職したと記憶する日とおおむね一致する。」と証言している。

- 4 申立期間①、②及び③について、A社及び同社のグループ会社に係る被保険者名簿等を調査したが、申立人の氏名は見当たらない上、A社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡又は所在不明であるため、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、上記グループ会社の元取締役は、「C社がグループ会社全ての厚生年金保険の事務手続を一括して行っていた。」と証言しているが、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 32 年 9 月 15 日から 33 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで A 社（現在は、B 社）で勤務したが、国の年金記録では厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

また、国の年金記録では、C 社（現在は、D 社）で勤務した期間のうち、昭和 32 年 9 月 15 日から 33 年 8 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。

上記期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間当時の A 社の所在地や仕事内容を詳細に記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①当時の A 社の社会保険事務担当者は、「当時、短期間で辞める人が多く、社員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、上記の事務担当者を含む当該事業所の元従業員三人は、同保険の被保険者資格取得日が本人が記憶する入社日より 3 か月から 7 か月遅れていることが確認できる。

また、B 社は、「当時の関係資料が無いため、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に、申立人の氏名は確認できない上、申立期間①において

健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、C社に係る被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険の加入記録を有する元従業員7人に照会したが、申立人が当該期間に同社で勤務していたことを確認することができない。

また、C社の申立期間②当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡している上、D社は、当時の関係資料を保存していないため、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、C社に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和32年9月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、遡って資格喪失日の訂正が行われた形跡も見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月1日から32年4月1日まで
国の年金記録では、A社で勤務していた昭和27年12月1日から32年4月1日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の支給を示す記載が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年5月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後100人のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和32年の前後おおむね2年以内に同資格を喪失して脱退手当金の受給要件を満たす女性6人(申立人を除く。)が確認できるところ、当該6人全員が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
② 昭和 31 年 12 月 30 日から 32 年 3 月 31 日まで
③ 平成 4 年 8 月 3 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①及び②について、私は昭和 31 年に高校を卒業し、A社（後に、B社）に入社した。3か月間の試用期間があったかもしれないが、その後本採用され営業担当として勤務したにもかかわらず、同社の記録が1か月しか無いことに納得できない。

申立期間③について、提出したC社の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（以下「通知書」という。）により、当時の事務担当者が私の厚生年金保険被保険者資格取得日を同社設立日の平成4年8月3日と記載して届け出ていることが確認できるにもかかわらず、同社に厚生年金保険が適用されたのは同年9月1日であるとして、同日に訂正されていることに納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、申立期間に被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できた19人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、13人から回答があったものの、そのうちの一人は、「申立人は約一年程度勤務していたが、勤務していた時期は不明である。」と証言しており、その他の12人については、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、B社は、「20年前に工場が全焼したために当時の資料は残っておらず、当時のことを知る者も死去しているため、当時の事情は不明である。」

と回答しており、申立人の当該期間の勤務実態について確認できる証言及び資料を得ることができない。

さらに、上記回答のあった複数の元同僚は、「入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日に6か月を超える相違がある。」とそれぞれ証言しているところ、同社は、「厚生年金保険被保険者資格取得の時期と雇用契約開始日とは、ずれがあった可能性が考えられるが、資格取得届に基づいて保険料徴収を行っており、資格の無い期間について保険料徴収しているはずはないと思われる。」と回答している。

加えて、A社に係る被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和31年12月2日資格取得、同年同月30日資格喪失の記載がそれぞれ確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致しており、遡及訂正された形跡も認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③について、C社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、当該期間当時、同社の設立当初の唯一の代表取締役として同社に在籍していたことが確認できるが、厚生年金保険法第13条において、「被保険者はその使用される事業所が適用事業所となった日に、被保険者の資格を取得する。」と規定されているところ、事業所番号等索引簿によると同社が適用事業所となった日は、平成4年9月1日であることが確認できる上、同法第18条第1項において、「被保険者の資格の取得は、確認によって、その効力を生ずる。」、同法同条第2項は、「前項の確認は、届出若しくは請求により、又は職権で行うものとする。」と規定されているところ、申立人から提出のあった通知書によると、「確認決定通知」の押印が確認できることから、当該確認により、申立人の被保険者資格の取得の効力が生じたものと考えられる。

一方、保険料控除について、申立人は、C社に係る厚生年金保険料の控除が確認できる平成4年8月分の給与支給明細書を提出しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立人は、「当時の社会保険事務手続等は事務員に委ねていた。」と主張しているが、申立人及び当時の事務担当者

は、「事業所実印の管理者も決済権限者も代表取締役の申立人であった。」と供述していること等から、申立人は事業主として保険料の納付義務を履行する職責にあったにもかかわらず、当該社会保険及び給与計算に係る事務に関与していなかったとは認められない。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間③については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4616 (事案 2351、4380 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 31 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 33 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 34 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①から⑤までにA社B支店に勤務した。しかし、いずれの期間も厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間中に健康保険を使って治療を受けた病院が分かった。調査のうえ、記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立人の氏名及び申立人が記憶している元上司の氏名は確認できない上、被保険者名簿により、申立期間中に在籍し所在が確認できた15人に照会し、8人から回答を得たところ、8人全員が申立人を覚えていないと回答していること、ii) A社人事部長が、「先輩から聞いた話によると、C社員には、特定の季節だけ雇用された短期社員と、1年を通して雇用された長期社員がいたらしく、短期社員は厚生年金保険には加入していなかったようだ。申立人は、C社員として在籍しながら厚生年金保険に加入していないとすると、短期社員であった可能性が考えられる。」と回答していること、iii) 申立期間当時、同社D支店に在籍した元社員の一人が、「E工場においても、短期社員で厚生年金保険に加入できない者が大勢在籍していた。時期は定かではないが、短期社員が行政指導を仰ぎ、会社側と団体交渉して身分保障を求めたことがある。」と証言していること等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年11月15日付けで通知が行われている。

また、その後申立人は、「申立期間に医療機関で診療を受けた。その際に健康保険を使った。」と主張し、再度、申立期間の申立てを行ったところ、i) 申立人が治療を受けた医療機関として挙げた二か所について調査したものの、一方の診療機関は、「当時の治療記録は保存していない。」と回答しており、もう一方の医療機関は、所在が確認できないことから、ともに申立人の健康保険に係る主張を確認することができないこと、ii) 新たに、A社B支店に係る被保険者名簿により、申立期間に在籍し所在が確認できた元従業員5人に追加照会し、1人から回答を得たものの、当該元従業員は、「F市(当時)及びG市(当時)の主任としてC社員を掌握していたが、申立人の氏名に記憶は無い。申立人は、勤務していたとしても、短期社員だったのではないか。短期社員は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言していること等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成23年10月17日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、「所在が確認できないとされた医療機関は、H市内の病院である。」と主張しているところ、当該病院は、「申立期間当時の診療記録は保存していない。」と回答しており、申立人の健康保険に係る主張を確認することができない。

これらのことから、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月19日から同年7月11日まで

私は、昭和44年4月にA社（現在は、B社）に入社以来、48年3月まで継続して勤務していたのに、申立期間に1か月間の空白期間があるので、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和44年4月に入社してから、48年3月まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「当時の資料は保管していないため、申立てどおりの届出を行ったかどうか、また、保険料を控除したかどうかは不明である。」と回答している。

また、雇用保険被保険者記録によると、申立人の同被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は元同僚3人を記憶しているところ、所在が確認できた二人に照会し、一人から回答があったものの、申立人が申立期間において継続して勤務していたことについての証言は得られない。

加えて、A社に係る昭和40年から48年までのオンライン記録において、25人の被保険者について、申立人と同様に被保険者記録の欠落が確認できるところ、そのうちの二人は、欠落期間について、「最初の入社は、他の従業員が産休に入ったため、代わりに3か月契約で入社した。退社後2か月後ぐらいに会社から入社依頼があり再入社した。」「実家の都合で一度退職して、4か月後に再入社した。」とそれぞれ証言していることから記録の欠落について不自然な事情はうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭

和 44 年 6 月 19 日に被保険者資格を喪失し、備考欄には健康保険証の返納を示す「返」の記載が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。